

平成30年1月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成30年1月17日(水) 12時55分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 藤田 博司

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

5. 出席委員

| | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|------|
| 議席1 | 空 席 | 議席2 | 西内 芳徳 | 議席3 | 欠 席 |
| 議席4 | 木幡 治 | 議席5 | 高田 喜寿 | 議席6 | 澤上 榮 |
| 議席7 | 西尾 富雄 | 議席8 | 大橋 利一 | 議席9 | 熊 利美 |
| 議席10 | 小川 貴永 | 議席11 | 吉田 晴男 | 議席12 | 井上 寔 |
| 議席13 | 渡邊 重友 | 議席14 | 藤田 博司 | 議席15 | 空 席 |

6. 欠席委員

議席3 泉田 健一

7. 職務のため会議に出席した者の氏名

| | |
|--------------------|-------|
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | 志賀 睦 |
| 産業課課長補佐兼商工労政係長(併任) | 中野 弘紀 |
| 主事(併任) | 酒井 夕紀 |

8. 開 会(事務局長)

○志賀事務局長

皆さんこんにちは。ちょっと時間が早いですけれども、皆さんお集まりになりましたので、只今より双葉町農業委員会1月定例総会を開催いたします。それでは会長の方から挨拶をお願いいたします。

9. 会長挨拶

みなさん新年おめでとうございます。新年になっても、今の農業委員会の方でも、なかなか農業委員としても大変な状況でございますけれども、今年も与えられたものを全うしなくちゃいけないということですのでよろしくお願いしたいと思います。

特に今年の場合には、7月7日までが自分たちの任期で、それ以降につきましては、新

しい制度のもとに移行するわけです。それは皆さんも前から何回も勉強してきたところですが、それについてはあとから会議の中で出てくると思いますが、そういうことで取り計らっていくことになると思います。

いずれ健康に留意してですね、今年一年を農業委員のため、自分たちの家族のためにもがんばっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。終わります。

10. 議 事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

それでは双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長、よろしく願いいたします。

◆議長(藤田会長)

議事に入る前に、3番 泉田健一 委員から欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。ただいまの出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年1月定例総会を開催いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、皆さまのお手元の資料でございます。2ページをお開きください。

(会務報告を朗読)

◆議長(藤田会長)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◆議長(藤田会長)

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には4番 木幡 治 委員、7番 西尾 富雄 委員の両名を指名いたします。

日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

(事務局長議案朗読)

それではお手元の資料3ページでございます。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について。農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。平成30年1月17日提出。双葉町農業委員会会長 藤田博司。

次のページをお開きください。

番号1、譲渡人 双葉町大字長塚字*****。****。**歳。譲受人 双葉町大字長塚字*****。****。**歳。土地の表示、長塚*****。田820平方メートル、外7筆、新山*****。畑890平方メートル、外1筆。計、田5,035平方メートル。畑1,400平方メートル。移転の理由、贈与。当事者経営地、田5,035平方メートル。畑1,400平方メートル。合計6,435平方メートル。譲受人労働力、4人。移転理由、受贈し引き続き農業経営を主宰する。

内容に関しては生前贈与での所有権移転での申請となります。

なお、本件につきましては事務局審査で、農地法第3条第2項各号に該当しておりませんので、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆議長(藤田会長)

これから議案第1号の審議に入ります。

本件にかかる調査結果を地区調査委員である 小川 貴永 委員から報告願います。

○小川委員

はい。譲渡人の*****さんへは、1月11日の夕方5時頃に電話で連絡いたしました。**さんの方に今回の申請内容について確認したところ、内容に間違いありませんということでした。譲渡理由についてですね、*****さんと**さんは親子の関係にありまして、**さんの方は高齢になったということで、息子の方に譲渡したいということでした。

譲受人*****さんには、1月11日のちようどお昼過ぎごろに直接会いまして、以上の内容について確認しました。また、避難指示解除後に、営農の方を再開されるということでしたのでご報告いたします。

◆議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見等ありませんか。

（なし）

質問がないと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第1号の所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請の通り許可することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- （1）平成30年2月定例総会の開催及び日程について
- （2）国に対する要望書のとりまとめについて
- （3）不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について
- （4）その他
 - ・農地の転用事実に関する照会書への対応について

引き続き、下記事項について事務局より報告。

- （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- （2）納税猶予農地等の一時使用について
- （3）次回改選時の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について
- （4）その他
 - ・平成29年度福島県下農業委員会大会の参加者負担金の精算について
 - ・平成29年度後期農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
 - ・選任委員である泉田委員の土地改良区理事の任期満了に伴う農業委員の退任について

閉会時間 13時 26分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 藤田 博司 ④

議事録署名人 木幡 治 ④

議事録署名人 西尾 富雄 ④